

**【表紙】**

【発行登録番号】	25 - 関東186
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月31日
【会社名】	株式会社紀陽銀行
【英訳名】	The Kiyō Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 片山博臣
【本店の所在の場所】	和歌山市本町1丁目35番地
【電話番号】	(073) 423局9111番(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 葉系正浩
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田小川町2丁目5番地 株式会社紀陽銀行東京本部
【電話番号】	(03) 3291局1871番(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役東京本部長兼東京支店長 泉清映
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成25年11月8日)から2年を経過する日(平成27年11月7日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 15,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行社債】

未定

#### 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

#### 3【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

未定

##### (2)【手取金の使途】

運転資金に充当する予定であります。

### 第2【売出要項】

該当事項なし

### 第3【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第203期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月28日近畿財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成25年10月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月1日に関東財務局長に提出

#### （参考書類）

当行は、平成25年10月1日に、当行（旧子会社）を吸収合併存続会社、株式会社紀陽ホールディングス（旧親会社）を吸収合併消滅会社とする完全親子会社間での吸収合併を行いました。このため、株式会社紀陽ホールディングスの会社の概況及び事業の概況等につきましては、以下に掲げる書類をご参考に願います。

#### 1「有価証券報告書及びその添付書類」

事業年度 第8期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日） 平成25年6月28日関東財務局長に提出

#### 2「四半期報告書又は半期報告書」

事業年度 第9期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月9日関東財務局長に提出

#### 3「臨時報告書」

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成25年10月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日（平成25年10月31日）までの間において、平成25年9月5日付で株式会社紀陽ホールディングスが公的資金を全額完済したこと、また、平成25年10月1日付で当行が株式会社紀陽ホールディングスを吸収合併したことにより東京証券取引所市場第一部に上場したことに伴い下記の変更が生じております。変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は下記に含まれるものを除き、本発行登録書提出日（平成25年10月31日）現在においてもその判断に変更はなく、下記に含まれる将来に関する事項は、本発行登録書提出日（平成25年10月31日）現在において判断したものであります。

#### <変更前>

##### (10) 公的資金関連

当行及び当行の親会社である株式会社紀陽ホールディングスは、金融庁に対して「経営強化計画」を提出していますが、その履行状況によっては、当局より行政指導を受け、当行の業務運営に影響を及ぼす可能性があります。

また、公的資金導入に当たり、株式会社紀陽ホールディングスが株式会社整理回収機構を割当先として発行した株式会社紀陽ホールディングス第4回第一種優先株式（以下「本優先株式」）については、平成23年10月以降普通株式への転換（取得請求）が可能となっております。

当行及び株式会社紀陽ホールディングスにおいては、安定した利益を確保することを通じ、公的資金を早期に返済する考えであります。しかしながら、進捗状況によっては、本優先株式の普通株式への転換（取得請求）により株式会社紀陽ホールディングスの発行済普通株式数が増加、既発行普通株式の希薄化が発生し、株式会社紀陽ホールディングスの株価に悪影響を与える可能性があります。

##### (11) 会計制度関連

（中略）

##### (12) コンプライアンスリスク

（中略）

（13）レピュテーションリスク

当行では、地域金融グループとしての公共性と社会的責任に鑑み、公正かつ適切な情報公開を積極的に行い、経営の透明性の向上を図ってまいります。しかしながら、当行や金融業界等に対する憶測や市場関係者の噂等、その内容の正確性に関わらず風説や風評がきっかけとなり、当行の親会社である株式会社紀陽ホールディングスの株価や当行の業務運営、業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

（14）規制等の変更

（後略）

<変更後>

（10）会計制度関連

（中略）

（11）コンプライアンスリスク

（中略）

（12）レピュテーションリスク

当行では、地域金融グループとしての公共性と社会的責任に鑑み、公正かつ適切な情報公開を積極的に行い、経営の透明性の向上を図ってまいります。しかしながら、当行や金融業界等に対する憶測や市場関係者の噂等、その内容の正確性に関わらず風説や風評がきっかけとなり、当行の株価や当行の業務運営、業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

（13）規制等の変更

（後略）

**第3【参照書類を縦覧に供している場所】**

株式会社紀陽銀行本店

（和歌山市本町1丁目35番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

**第三部【保証会社等の情報】**

該当事項なし